

鉱業法の一部改正法の概要

探査

試掘・採掘

現行

法的な規制無し

先願制度(出願による鉱業権の設定)

1. 対象: 全ての鉱物(石油、天然ガス、金鉱、銀鉱、石灰石等、41種の法定鉱物)
2. 先願主義: 先の出願が鉱業権の設定について優先権を有する
3. 審査基準(不許可の基準のみ)
(例)・既存鉱区等との重複等の形式的要件に該当するとき
・経済的に価値がない又は他産業等の利益を損じ、公共の利益に反すると認めるとき
4. 許可権者: 経済産業局長

鉱物の探査に係る許可制度の創設

1. 対象となる探査活動

鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査(鉱物の掘採を伴わないもの)を新たに許可の対象とする。

(例) 地震波による地質構造の調査等

2. 違反行為に対する措置

無許可で探査を行った者に対して作業の中止等を命ずる。

3. 探査の結果(データ)の報告

国として鉱物の存在状況を把握するため必要な場合等に探査データの報告を命ずる。

4. その他の措置

- ① 探査を行う者に対する立入検査等
- ② 無許可で探査を行った者等に対する罰則

特定鉱物※について、特定区域制度を導入

※石油、天然ガスその他の国民経済上重要な鉱物であってその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物

<特定区域制度の手続フロー>

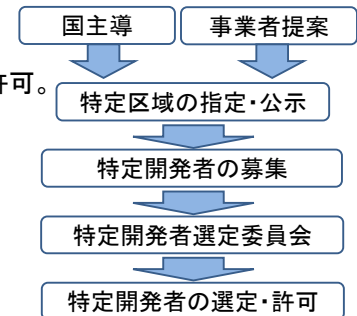
1. 事業者の選定による鉱業権の設定

- ① 国が特定区域を指定し、一定期間、事業者を募集。
- ② 審査基準に適合した者の中から事業計画書を評価の上、最も開発に適した者を特定開発者として選定し、鉱業権を許可。

2. 審査基準: 現行の基準に以下の基準を追加

- ① 技術的能力、経理的基礎を有すること
- ② 社会的信用を有すること
- ③ 欠格事由に該当しないこと
- ④ 公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと

3. 許可権者: 経済産業大臣(海域以外を経済産業局長に委任)



特定鉱物以外の鉱物について、先願制度を維持

1. 先願主義
2. 審査基準: 特定鉱物と同様に、技術的能力・経理的基礎等の基準を追加
3. 許可権者: 経済産業大臣(経済産業局長に委任)

改正後